



NO. 240

2013. 6. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 笹野井 庸夫
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

成年後見選挙権の京都訴訟を傍聴して

都島区 高橋 健治郎

今回の裁判は、この被後見人が選挙権を失うことは憲法に反するとして、2011年2月に茨城県に住むダウン症の女性が、選挙権の回復を求め東京地方裁判所に提訴したことがきっかけでした。今年の3月14日には東京地裁で被後見人の選挙権剥奪は違憲という判決が下されました。5月27日には成年被後見人に選挙権を認める改正公職選挙法が可決され成立しました。同様の裁判は、さいたま、京都、札幌でも行なわれています。

まず、問題となっている成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方に替わり、家庭裁判所により指名された支援者が法的行為を行い、不利益を被らないように保護・支援する制度です。そして、支援の必要度が高い順に「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっていきます。このうち「後見」を利用した場合には、公職選挙法の規定により選挙権を失うこととされています。今回、各地で争われているポイントは「選挙権を失う」というところになります。

6月3日に京都の訴訟について第一審判決が出されるということで、大阪市育成会からは35名の会員を含む近畿各地より多数の方が傍聴に駆けつけました。

裁判所内では着席ということで、立ち見は許されない状況のようで、場内整理に時間がかかっていたように思えました。開廷前には傍聴席は満席となり、法廷外での待機の方も多くいたようです。

裁判自体は1分半ほどで終わり、そのまま弁護士会館の3階へ移動して、新聞社5社も加わり、多くの立ち見の方もいる中で会見が行われました。

まず、全日本手をつなぐ育成会の代表の方のあいさつがあり、公職選挙法改正についての報告と傍聴に参加された皆さまへのお礼がありました。続いて原告でありま

す田中康夫さんのあいさつでは、「選挙に行ける。なかまで行けていない人もいますが、選挙権を獲得できました。みんなの応援のおかげです。」とありました。

その後、弁護士より判決要旨の説明があり、その中には、公職選挙法の改正がされたが、東京の方では控訴が検討されており、京都についても今後も続いていく。国側からは6月末までに今後の方針をお知らせすると書面があり、弁護士側としては、その書面に対して反論していきたいということでした。

最後に新聞記者から田中さんに質疑応答があり、「これまで、選挙ができなくてどのような悔しい思いをされましたか？」と聞かれましたが、田中さんは判決の興奮が冷めやらない様子で、「国がこうするのはおかしいです。」といったやりとりもありました。

現在、3月14日の東京地裁での判決を国が不服として控訴をしています。このままいくと、5月に公職選挙法が改正されたことで争点なくなり、訴訟要件を満たしていない訴えとして「却下」を言い渡され退けられる可能性があるということでした。控訴することで曖昧な決着に持っていこうという意図も見えます。

また、さいたま、京都、札幌の訴訟については、選挙権の回復とともに損害賠償請求も含まれており、東京地裁の判決を受け入れると損害賠償請求に影響する可能性があることから、東京の訴訟について控訴をしているとも言われています。しかし、裁判を長引かせることは、原告側にも大きな心理的負担をもたらすこととなり、また、選挙権の行使能力に対して新たな線引きもされるリスクも伴うこととなります。今後の国の出方としては「和解」という方法も残されており、今後の動向についても注視したいところであります。

我々に今できることは何があるのでしょうか？

7月17日に次の口頭弁論があります。多くの支援をこれからもしていただくこと。そして、国に控訴を取り下げさせることです。そのためにも、7月17日（水）には、是非、京都にご参集して頂きたいということでした。